

奈良県告示第三百八十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和六年三月十九日

奈良県知事 山下 真

一 区域の名称

風屋（口）

二 土地の表示

次に掲げる土地の区域

所在地

吉野郡十津川村大字風屋

- 九四六番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 九五二番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 九五二番二の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 九五二番五の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 九五二番六の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 九五三番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 九五三番二
- 九五三番三
- 九五四番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 九五四番二の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 九五四番三の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 九五五番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 九五六番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 九五七番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 九五七番二の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 九五八番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 九六四番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 九六四番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 九七二番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 九七二番二の一部（次の図に示す部分に限る。）

〃 九七五番一の一部（次の図に示す部分に限る。）

〃 九七五番二の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び奈良県五條土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）